

令和2年度事故防止対策支援推進事業 (先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援) 募集要領

1. 補助事業の概要

(1) 補助内容

衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置の導入に対する支援

(2) 補助対象事業者

次の①、②、又は③の事業を営む法人又は個人の者とします。

① 一般乗合旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、または特定貨物自動車運送事業を営業者であって、以下のいずれにも該当する者。

(i) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者、または中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合である者（以下「中小企業者等」という。）

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(ii) 申請日から過去3年の間において、行政処分（道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくもの。ただし、警告及び勧告は含まない。）を受けていない者（行政処分情報については、以下の国土交通省ホームページ「自動車総合安全情報 行政処分情報」にて検索することができます。）

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/index.html>

(iii) 貨物自動車運送事業を営業者であって、申請時点において、補助対象装置を導入された車両の所属する営業所の届出車両数が5両以上である者

② 一般貸切旅客自動車運送事業を営業者であって、①（ii）に該当する者（地方公共団体を除く）

③ ①及び②に該当する者に補助対象装置が導入された事業用自動車を貸し渡す者（リース事業者）

(3) 補助対象装置

① 衝突被害軽減ブレーキ

② ・ ふらつき注意喚起装置

（機能要件）

(i) 装置は、運転者に固有の運転状況を学習し、低覚醒状態（居眠り、注意散漫や疲労など）固有の操舵の変化を含む情報から車両のふらつきを検知し、必要と判断した場合に運転者に注意を喚起すること。

(ii) 注意喚起は音、表示、その他の手段によって行われ、運転者が容易に理解できるものであること。

・ 車線逸脱警報装置

（機能要件）

(i) 装置は、車両のレーンの逸脱を検出し警報を行う。

(ii) 装置は、認識したレーンの外側から逸脱輪の外側までの距離が30cm以

内に警報を発生させなければならない。

- (iii) 警報は音、表示、触覚を用いた手段のうち少なくとも2つ以上を用いて、運転者が容易に理解できるものであること。

- ・車線維持支援制御装置

- ③ 車両安定性制御装置

(機能要件)

装置は、以下の両機能又はいずれかの機能を備えるものとする。

- (i) ロールオーバー制御機能（車両のロール安定性を高める機能）
- (ii) 方向安定性制御機能（車両の方向安定性を高める機能）

- ④ ドライバー異常時対応システム

(機能要件)

装置は、「ドライバー異常時対応システム」ガイドライン（国土交通省平成28年3月）に基づく機能又はこれに準ずる性能を有し、以下のいずれかの方式により単純停止又は車線内停止できるものであること。

- (i) ドライバー押しボタン型
- (ii) 同乗者押しボタン型
- (iii) 自動検知型

- ⑤ 先進ライト

先進ライトとは、自動切替型前照灯、自動防眩型前照灯又は配光可変型前照灯をいう。

- ⑥ 側方衝突警報装置

(機能要件)

- (i) 装置は、左折、右折、車線変更、又は交差点へ進入する際に、運転者に対して、自車周辺の障害物との衝突の危険を知らせる装置である。
- (ii) 情報提供は、運転者への障害物の存在を報知する。警報は、車両と運転者操作の情報を使って衝突の可能性を予測し、障害物との衝突の危険性が高い場合に、運転者に対して即座に適切な行動・操作を促す。
- (iii) 情報提供、及び警報は、視覚的、聴覚的、触覚的の何れか、またはこれら組合せによって運転者に報知し、運転者が運転者席から昼夜問わず容易に確認できなければならない。

- ⑦ 統合制御型可変式速度超過抑制装置

(機能要件)

- (i) 装置は、複数の機能を統合的に使用することで、運転者が設定した速度以下になるように速度を制御し、安全速度の維持を支援する装置である。
- (ii) 装置は、運転者に対して、システム状態や設定内容を少なくとも視覚的に提示しなければならない。また、オーバーライドによるシステム待機状態を視覚的、聴覚的、触覚的の少なくとも一つ以上の方法で提示しなければならない。

(4) 補助対象車種（補助対象装置を搭載した事業用の車両）

- ① 衝突被害軽減ブレーキ

- ・車両総重量3.5トン超20トン以下のトラック
- ・車両総重量12トン以下のバス

- ② ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置

- ・車両総重量3.5トン超22トン以下のトラック（※13t超トラクタ含）
- ・車両総重量12トン以下のバス
- ・タクシー

- ③ 車両安定性制御装置

- ・車両総重量3.5トン超20トン以下のトラック
- ・車両総重量5トン超12トン以下のバス

- ④ ドライバー異常時対応システム

- ・バス
- ⑤ 先進ライト
 - ・車両総重量3.5トン超のトラック（※13t超トラック含）
- ⑥ 側方衝突警報装置
 - ・車両総重量3.5トン超のトラック
 - ・バス
- ⑦ 統合制御型可変式速度超過抑制装置
 - ・バス

※ 13t超トラック（第5輪荷重を有するもの）の対象となる装置は、②ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置及び⑤先進ライトです。①衝突被害軽減ブレーキ、③車両安定性制御装置及び⑥側方衝突警報装置は補助対象外となります。

(5) 補助率

- ・ (2) で定義する補助対象事業者が中小企業者等に該当する者又は貸し渡す者が中小企業者等に該当場合は、取得に要する経費の1/2

(ただし、国庫補助金申請額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には、100円未満の金額を切り捨てる。また、補助限度額は下記の通り定める。)

- ① 衝突被害軽減ブレーキ 1車両あたり上限10万円（バスは15万円）
- ② ・ ふらつき注意喚起装置
 ・ 車線逸脱警報装置
 ・ 車線維持支援制御装置 } 1車両あたり上限5万円
 (但し同一車両に②に掲げる複数の装置を装着する場合には、最も金額の高い装置に対してのみ補助する。)
- ③ 車両安定性制御装置 1車両あたり上限10万円
- ④ ドライバー異常時対応システム 1車両あたり上限10万円
- ⑤ 先進ライト 1車両あたり上限10万円
 (自動切替型前照灯、自動防眩型前照灯、配光可変型前照灯のいずれか1つの装置に対して補助する。)
- ⑥ 側方衝突警報装置 1車両あたり上限5万円
- ⑦ 統合制御型可変式速度超過抑制装置 1車両あたり上限10万円

※同一車両に①～⑦に掲げる複数の装置を装着する場合には、1車両あたり上限15万円（バスは30万円）

- ・ (2) で定義する補助対象事業者が②のうち、中小企業者等以外の者又は貸し渡す者が中小企業者等以外の者に該当する場合は、取得に要する経費の1/3

(ただし、国庫補助金申請額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には、100円未満の金額を切り捨てる。また、補助限度額は下記の通り定める。)

- ① 衝突被害軽減ブレーキ 1車両あたり上限10万円
- ② ・ ふらつき注意喚起装置
 ・ 車線逸脱警報装置
 ・ 車線維持支援制御装置 } 1車両あたり上限3万3千円
 (但し同一車両に②に掲げる複数の装置を装着する場合には、最も金額の高い装置に対してのみ補助する。)
- ③ 車両安定性制御装置 1車両あたり上限6万7千円
- ④ ドライバー異常時対応システム 1車両あたり上限6万7千円
- ⑥ 側方衝突警報装置 1車両あたり上限3万3千円
- ⑦ 統合制御型可変式速度超過抑制装置 1車両あたり上限6万7千円

※同一車両に①～④及び⑥、⑦に掲げる複数の装置を装着する場合に

あつては、1車両あたり上限20万円

(対象装置・対象車種早見表)

(トン数：車両総重量)

	補助対象装置	補助対象車種	補助率	補助上限
①	衝突被害軽減ブレーキ	3.5t超20t以下のトラック 12t以下のバス	1/2	トラック 100,000円 バス 150,000円
②	ふらつき注意喚起装置 車線逸脱警報装置 車線維持支援制御装置	3.5t超22t以下のトラック (13t超トラック含) 12t以下のバス タクシー	1/2	50,000円
③	車両安定性制御装置	3.5t超20t以下のトラック 5t超12t以下のバス	1/2	100,000円
④	ドライバー異常時対応システム	バス	1/2	100,000円
⑤	先進ライト	3.5t超のトラック(13t超トラック含)	1/2	100,000円
⑥	側方衝突警報装置	3.5t超のトラック バス	1/2	50,000円
⑦	統合制御型可変式速度超過抑制装置	バス	1/2	100,000円

上限トラック：150,000円 バス：300,000円

- ※ 貸切バス事業者に限り、中小事業者以外の者に対して以下の条件により補助対象補助率1/3
補助上限 ①100,000円 ②33,000円 ③67,000円 ④67,000円 ⑥33,000円
⑦67,000円 1車両あたり複数の装置を装着する場合は、上限200,000円
- ※ 13t超トラック（第5輪荷重を有するものに限る）の対象となる装置は、②ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置及び⑤先進ライト。
①衝突被害軽減ブレーキ、③車両安定性制御装置及び⑥側方衝突警報装置は補助対象外。
- ※ 令和2年度より、対象装置の拡充（統合制御型可変式速度超過抑制装置）しております。
また、各対象装置、車種毎に車両総重量の制限がありますので申請の際は注意願います。

(6) 補助対象期間

令和2年4月1日～令和3年1月29日までの間に、補助対象装置を搭載した事業用車両の購入（新車新規登録）するものであって、次の募集期間に補助金交付申請書兼実績報告書が受け付けられたものとする。

・募集期間：令和2年10月29日～令和3年1月29日

(7) 補助採択の方針

補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

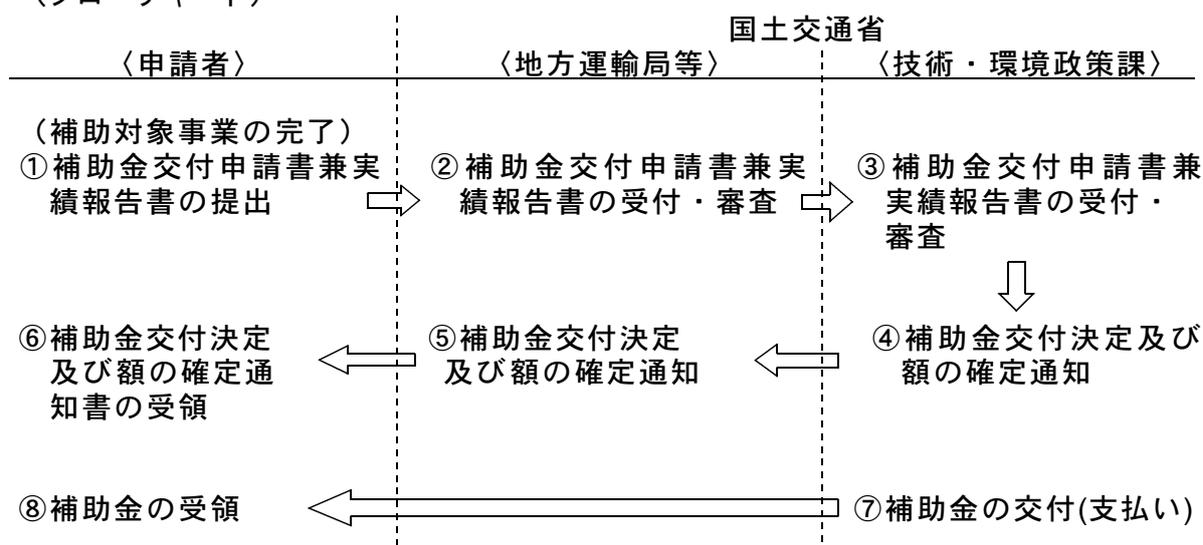
- (i) 補助対象者が自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）の場合は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省告示第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定すること。
- (ii) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額以上であること。
- (iii) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、補助対象となる機器のリース期間が原則として、トラック・タクシーは4年以上、バスは5年以上とし、リース

契約期間が当該期間を満たしていない場合は、その契約期間満了後も取得から当該期間を満たすまでの間補助対象となる自動車運送事業者に当該機器を確実に貸し渡すことが見込まれること。

- (iv) 申請日から、過去3年の間において、行政処分（道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくもの。ただし、警告及び勧告は含まない。）を受けていないこと。
- (v) 貨物自動車運送事業を営業者として、申請時点において、補助対象装置を導入された車両の所属する営業所の保有台数が5両以上であること。
- (vi) 車両購入の際の支払い方法は、振込、現金又は小切手によるものを原則（ローンなどによる支払いの場合は補助金の交付はされません）とするが、振出日から3ヶ月以内に支払期日（満期日）が到来する約束手形（本人手形に限る）についても認めるものとする。
- (vii) 同一事業において、国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けないこと。
- (viii) 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施に係る調査を行う場合があり、その場合は調査に協力すること。

2. 補助金交付までの流れ

（フローチャート）



① 補助金交付申請書兼実績報告書の提出

補助金の交付申請書兼実績報告書を提出しようとする申請者は、1. (6) の募集期間内に、申請書類に必要事項を記載し、最寄りの地方運輸局等に提出すること。また、郵送の提出先は地方運輸局（沖縄の場合は、沖縄総合事務局）のみとなります。

（1申請につき、最大20台までまとめて提出することが出来る。）

「JGrants」（補助金の申請が出来る電子申請システム。）を利用して申請する場合は、最寄りの各地方運輸局等から申請すること。

①-1 申請に必要な書面

- (1) 交付要綱第1の4号様式（交付申請書兼実績報告書）
- (2) 実施要領別紙1又は2で該当するもの（交付申請書兼実績報告書別紙）
- (3) 交付要綱第10号様式（請求書）
- (4) 申請者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業）が運送事業を営んでいることを証する書類、申請者の資産及び負債に関する書類並びに中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者若しくは中小企業等協同組合法第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合であること、またはこれ以外であることを証す

- る書類（旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成2年11月29日運輸省令第33号）第2条に掲げる事業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等）
- (5) 当該補助金の申請をするにあたり必要な事項への宣誓書
 - (6) 補助対象装置を購入した際の領収書の写し（登録番号又は車台番号が記載されたもの）
 なお、補助対象装置を購入した際の領収書に記載の金額は、新車新規登録申請後に交付された車検証の車両状態に要した経費とする。
 - (7) 補助対象装置の設置したこと及び補助対象装置の単価（消費税除き）を確認するに足りる書類として、①納品書の写し（各装置価格の値引き後の単価が内訳としてわかるもの）若しくは②搭載証明書（購入車両に装着されている事を証明し、かつ購入時の値引き後の単価がわかるもの）。
 なお、①、②においては、登録番号又は車台番号が記載されたものとする。
 - (8) （申請者がリース事業者の場合）賃貸契約書の写し及び貸与料金算定根拠明細書
 - (9) （申請者がリース事業者の場合）申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類（履歴事項全部証明書の写し、貸借対照表及び損益計算書等）
 ※1.（6）の募集期間内において、2件以上の申請を行う場合においては、事前に提出することにより、以後の提出を省略することが出来ることとする。
 - (10) （申請者がリース会社の場合で当初のリース契約期間が財産処分制限期間を満たしていない場合）取得から財産処分制限期間を満たすまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸渡すことを証する書類（トラック・タクシー4年、バス5年）
 - (11) 車検証の写し

①-2 申請書の提出部数

(i) 地方運輸局等の受付窓口申請書を持ち込み又は郵送する場合

①-1の書面のうち、(1)~(3)については5部（地方運輸局分2部、国土交通本省分3部）、(4)~(11)については3部（地方運輸局分2部、国土交通本省分1部）提出すること。詳細はホームページ掲載資料の交付申請書兼実績報告書記載例を参照のこと。

なお、提出書類はすべてA4・片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止めとすること。

(ii) 「jGrants」による電子申請をする場合

「jGrants」（申請方法は申請ページに掲載されている本補助金に係る電子申請マニュアルを参照のこと。）による電子申請により、電磁的記録による応募を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては原則として、当該申請システムで通知等を行う。

<注意事項>

※法人番号が取得できない方（任意団体等）は「jGrants」による申請は不可。

※「jGrants」を利用するにあたり、gBizIDプライムの取得が必要です。

※「jGrants」の利用の有無は採択審査には影響しない。

<「jGrants」の申請ページURL>

<https://jgrants.go.jp>

② 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査

申請者から交付申請書兼実績報告書（以下「実績報告書等」という。）の提出がなされたときは、各地方運輸局等において実績報告書等の受付及び審査を行った後に技術・環境政策課に進達する。

③ 補助金交付申請書兼実績報告書の受付・審査

各地方運輸局等から進達があった実績報告書等について、技術・環境政策課において所要の審査を行い、補助対象事業の成果について、導入実績を認めたとき

は、交付すべき補助金の額を確定する。

④ 補助金額の確定

技術・環境政策課において審査を行い、交付すべき補助金の額を確定したときは、自動車事故対策費補助金の交付決定及び額の確定を各地方運輸局等へ通知するものとする。

⑤ 交付決定及び額の確定通知

交付決定及び額の確定通知を受けた各地方運輸局等は、すみやかに当該申請者へ交付決定及び額の確定通知を行うものとする。

3. 補助金交付申請書兼実績報告書の受付期間等

【申請受付期間】

令和2年10月29日～令和3年1月29日

【申請受付場所】

最寄りの各地方運輸局、運輸支局(沖縄の場合は沖縄総合事務局で受付を行います)

【申請受付方法】

- ①各地方運輸局等申請受付場所への申請書類持ち込みまたは郵送
- ②「jGrants」を利用した電子申請

【申請受付時間】

9時～16時（申請書類持ち込みの場合は12時～13時を除く）

4. 注意事項

- ①補助金交付申請状況において、予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、速やかに公表を行います。
（公表場所：<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/index.html>
左記ページ左側の「先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援」のページ内）
- ②郵送での申請の場合は、申請先は地方運輸局のみ（沖縄の場合は沖縄総合事務局）とし、地方運輸支局は郵送の申請窓口ではありません。
また、必ず担当者が分かるようにしていただき、返信用封筒及び切手を同封の上、郵送をお願い致します。
- ③申請のあった順に受付を行います。予算額を超過する等の理由により、不受理となる場合があります。
- ④予算額を超過する恐れがある場合、地方運輸局等の受付窓口申請書を持ち込むまたは郵送する場合においては、申請時に受付を保留とし、一旦申請書類をお預かりすることがあります。電子申請においては、予算額を超過する恐れがある場合でもシステム上で受付を行うことがありますが、予算額超過後の申請については不受理とさせていただきます。
- ⑤申請書をお預かりしたにも関わらず、不受理となる場合、担当者より速やかにご連絡致します。
- ⑥郵送される申請者におかれましては、郵送の遅れにより、受付期間が間に合わなかった場合等（例：申請受付終了後に到着した場合）については、特段の考慮を行いませんので、あらかじめご了承ください。また、郵送途中のトラブル等（例：誤配や遺失）につきまして、国土交通省では一切の責任を負いません。
- ⑦補助金の交付決定及び額の確定通知書の受領については、申請した地方運輸局・支局等になります。なお、補助金の交付決定及び額の確定通知書の受領を郵送で希望される申請者におかれましては、申請の際に必要な額の切手を貼付した返信用封筒の提出をお願い致します。

5. 補助金交付申請の窓口

補助金交付申請の問い合わせや受付は別添に記載している各運輸局等窓口、もしくは各運輸支局窓口にて行っております。